

家の中での脱水に注意!!

これからの季節、外へ出なければ脱水なんかにならないと思いませんか? 屋内であっても高齢者は脱水の症状に陥りやすいので要注意です。

脱水発見のポイント

- ・意欲がない ・元気がない ・ボーンとしている
- ・唇のかさつき ・尿量の減少 ・ワキの下の乾燥

脱水を予防するため、普段からこまめな水分補給を心がけましょう。

脱水は高齢者に限らず、だれにも起こり得ます。ご注意ください。

▶ 問い合わせ 地域包括支援センター(介護保険課内) 73-3017

女性特有のがん検診 無料クーポン配布

市が実施する人間ドックまたは集団検診で行う子宮頸がん検診・乳がん検診の無料クーポンを8月中旬に下記の対象者に配布します。

子宮頸がん検診無料クーポン対象者

20・25・30・35・40歳

乳がん検診無料クーポン対象者

40・45・50・55・60歳

平成21年4月1日現在の年齢
平成21年6月30日現在で三豊市に住所がある人
クーポン券を受け取った人は、この機会にぜひがん検診を受けましょう。

▶ 問い合わせ 健康課 73-3014

こころにホッと こころの健康相談

“こころの健康相談”では、こんなお悩みの相談に応じています。

精神障害者に関する福祉制度やサービスを利用したいがどうしたらいいだろう?

「こころの病気にかかっているのではないか?」と不安に思うが受診をためらっている。

こころの病気にかった家族にどんな対応をしたらいいだろう?

精神障害に対応してくれる地域の専門相談機関を教えてください。

今月の相談日時は30ページに掲載しています。お気軽にご相談ください。

▶ 問い合わせ 福祉課 73-3015



入れ歯の疑問が解決!!

ガムやもちがくっつく かぶりつけない
何回作っても調子が悪い...こんな疑問に答えます
香川県歯科技工士会の入れ歯づくりのベテランが、すべての疑問を解決してくれます。申し込み不要。

日程・場所(時間 午前10時~11時30分)

- 8月 7日(金) 財田町コスモス
- 21日(金) 山本町保健センター
- 9月 11日(金) 三豊市役所 西館
- 28日(月) 三野町保健センター
- 11月 16日(月) 仁尾庁舎
- 27日(金) 詫間福祉センター
- 12月 21日(月) 豊中町保健センター

▶ 問い合わせ 健康課 73-3014



6/18 トンボつかまえた!

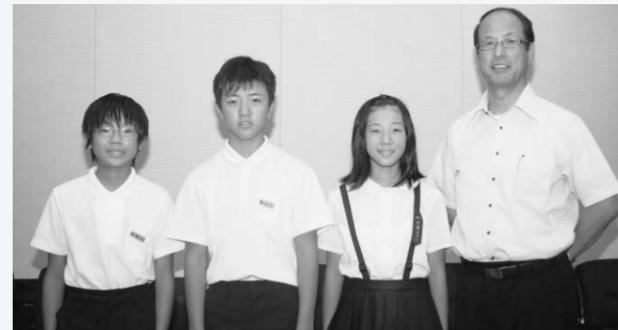
河内幼稚園の園児が近くの河内川で川遊びをしました。川べりでは、魚を捕ったり、トンボをつかまえたりと、自然にふれあいながら夏を感じました。

7/8 全国大会出場おめでとう!

全国小学生陸上交流大会に出場する小学生が市長を表敬訪問しました。3人は横浜市で開かれる全国大会に出場します。

【県予選結果】

- 80メートル障害 男子優勝 山下晴稀(勝間小学校6年)
- 女子優勝 近藤朱夏(麻小学校6年)
- 走り高跳び 優勝 植村洸平(勝間小学校6年)



7/5 つたじま海水浴場で清掃ボランティア

海開きに先だって、つたじま海水浴場で仁尾中学校の全校生徒170人と地元のボランティア約100人が海岸清掃を行いました。みんなの力で美しい海水浴場を守っています。

9月の集団検診日程 場所はすべて仁尾庁舎です

月 日	受付時間および検診項目
9月 9日(水)	8:30~11:30
10日(木)	(胃がんは8:30~11:00)
11日(金)	・(特定)健康診査 ・生活機能検診
14日(月)	・前立腺がん検診 ・肝炎ウイルス検診
15日(火)	・結核、肺がん検診 ・大腸がん検診
	・胃がん検診

乳がん検診(視触診)

日程 9月9日、11日(9日は13:30~14:30も実施)

受付 8:30~11:00

子宮がん検診

日程 9月9日、11日、14日

受付 13:30~14:30

結核・肺がん検診

日程 9月14日、15日

受付 13:30~14:30

集団検診の日程

9月は仁尾庁舎で集団検診を行います。案内通知をよく読んで受診してください。

固定資産の異動があった場合には届け出をお願いします

「情報収集と正確な現状把握のため、ご協力をお願いします」

家屋を新築・増築したときは?

税務課まで連絡してください。後日、市より家屋評価の日時調整の連絡を行い、家屋評価に伺います。間取りや仕上げの確認を行い評価額を算出して、翌年度から固定資産税が課税されます。

家屋を取り壊したとき、家屋の所有者が変わったときは?

家屋の全部、または一部を取り壊したときは、「家屋滅失届出書」を税務課または各支所市民サービス課へ提出してください。

また、売買・相続・贈与等により家屋の所有者が変更したときは、「名義人変更届出書」を提出してください。(登記している場合は除きます)

土地の使用状況が変わったときは?

家屋の用途変更で土地の使用状況が住宅用地から非住宅用地に、または非住宅用地から住宅用地に変わったときは、「住宅用地変更申告書」を提出してください。土地の税額が変わる場合があります。

住宅用地の用途または家屋面積が新築・増築・取り壊しにより変わった場合は、市条例により、その旨を申告しなければなりません。申告用紙は、税務課または各支所市民サービス課にあります。

問い合わせ 税務課 73-3006



7/17 郷土の仏像巡り

財田町公民館講座『歴史よもやま話臨地研修』で市内のお寺を巡りました。仁尾町の瑞雲寺では木造阿弥陀如来立像が特別に出され、講師の武田耕道さんから木像にまつわる歴史的背景など貴重なお話を聞くことができました。